

オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位に関する法制 —1963年国防（訪問軍隊）法を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎

【目次】

はじめに

I 制定経緯

II 構成と概要

1 構成

2 概要

III 適用事例の考察

おわりに

翻訳：1963年国防（訪問軍隊）法（1963年法律第81号）

はじめに

世界的な米軍再編とアジアへのリバランス（再均衡）戦略の一環として、オーストラリア北部準州のダーウィン近郊への米海兵隊部隊のローテーション配備が2012年4月に開始された。同年9月末までハワイの第3海兵連隊から

重装備を伴わない約200人の歩兵部隊が配備されたのに続き、2013年4月から6か月の予定で同規模部隊が第2回目の配備についた。2013年6月、オーストラリア政府は、2014年から4機の輸送ヘリコプターとその要員も含む1,150人の米海兵隊部隊を6か月単位のローテーションで受け入れる旨の発表を行った⁽¹⁾。これは、最終的に2016年までに2,500人規模の米海兵隊空地任務部隊（MAGTF）を北部準州にローテーション配備するという2011年11月にバラク・オバマ（Barack Obama）大統領とジュリア・ギラード（Julia Gillard）首相（当時）の共同記者発表⁽²⁾で明らかにされた目標に向けた準備が着実に進んでいることを示すものである。

ローテーションによる半年単位の配備とはいえ、大規模な米海兵隊部隊のオーストラリア国土への配備⁽³⁾は、同国における外国軍隊の法的地位を定めた国内法である1963年国防（訪問

(1) Stephen Smith et al., "Australia and the United States progress 1150 Marine Corps rotational deployment to Northern Australia from 2014," Media Release, 14 June 2013. (<http://www.minister.defence.gov.au/2013/06/14/prime-minister-minister-for-defence-and-minister-for-defence-science-and-personnel-joint-media-release-australia-and-the-united-states-progress-1150-marine-corps-rotational-deployment-to-northern/>) 以下、インターネット情報は2013年9月10日現在である。

(2) "Remarks by President Obama and Prime Minister Gillard of Australia in Joint Press Conference," Nov. 16, 2011. (<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/16/remarks-president-obama-and-prime-minister-gillard-australia-joint-press>) なお、この記者会見では、MAGTF（Marine Air Ground Task Force）のローテーション配備のほか、両国空軍機による共同訓練の拡大や米軍のアジア太平洋地域でのプレゼンス強化のための米軍装備の豪州軍基地への事前配備などによる両国の安全保障協力関係の一層の緊密化が表明された。

(3) オーストラリアには、太平洋戦争中に連合軍による対日作戦のため、大規模に米軍部隊が駐留したが、その後は外国軍の大規模実戦部隊は駐留してこなかった。ただし、西オーストラリア州ノースウェストケープの海軍通信施設、北部準州のオーストラリア中央部にあるパインギャップ電波傍受・衛星追跡施設、南オーストラリア州のナランガー宇宙通信施設の3つの軍事支援施設が、1960年代以降これまでオーストラリアと米国の共同施設として置かれてきた。現在もこれらの施設に180人の米軍要員が配置されている。以上は、Peter Hayes et al., *American Lake: Nuclear Peril in the Pacific*, Harmondsworth [UK]: Penguin Books, 1986; IISS, *The Military Balance 2013*, London: Routledge, 2013, p.282.; 永野秀雄「オーストラリア地位協定の研究—特に環境条項と軍事情報通信施設について—」『人間環境論集 [法政大学]』大学院特集号 2003.6, pp.65-81. (なお、同論文は、本間浩編『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』後掲注⁽¹³⁾にも所収される。) による。

軍隊)法⁽⁴⁾に対する関心を同国内に喚起することになった。その題名が示すように制定後半世紀を経た法律であるが、オーストラリア国内に所在する外国軍隊に関連して発生する問題の法的処理は、同国が当該軍隊派遣国との間で結んだ地位協定と並んで、同法に基づいて行うことが原則とされているからである⁽⁵⁾。

本稿では、1963年国防(訪問軍隊)法(以下、「1963年法」という。)の制定経緯と同法の裁判管轄権規定を中心とした概要の紹介を行うとともに、近年の同法の適用事例を考察し、最後にその現行規定全文を翻訳する。

I 制定経緯

オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位を定めた法制は、1939年国防(訪問軍隊)法⁽⁶⁾(以下、「1939年法」という。)をその嚆矢とする。第2次世界大戦開戦直前に制定された同法は、もともと英国の1933年訪問軍隊(英連邦)法⁽⁷⁾

(以下、「英国1933年法」という。)を下敷きに、主に英連邦諸国の訪問軍隊を対象に、オーストラリアを訪問中の英連邦軍の規律と内部行政に関して、訪問軍隊の軍事法廷の裁判権を承認したものであった⁽⁸⁾。

さらに、オーストラリアは、太平洋戦争開戦後の1941年12月に、1939年法により英連邦軍に承認していた軍事法廷の裁判権を英連邦軍以外の連合軍(実際には米軍)の軍事法廷にも承認する国家安全保障規則を制定し、1942年には、オーストラリア国内所在の米軍人に関する米軍事法廷の排他的刑事裁判権を承認してオーストラリアの裁判管轄から除外する国家安全保障規則を定めた(同規則は1946年12月末まで有効であった)⁽⁹⁾。

第2次世界大戦の終了により、各国における外国軍隊の存在がいったんは減じるかに見えたが、世界が東西冷戦の時代に突入するなか、1949年に北大西洋条約機構(NATO)が発足して米軍が西側各国に駐留するなど、平時にお

(4) 長文題名は Act No. 81 of 1963: An Act to make provision with respect to Naval, Military and Air Forces of other countries visiting Australia, and for other purposes で、短縮題名を Defence (Visiting Forces) Act 1963 (DVFA) という。1963年法の条文はオーストラリア連邦政府の法令情報提供ウェブサイト ComLaw に掲載されており、制定時の条文は〈<http://www.comlaw.gov.au/Details/C1963A00081>〉において、現行の条文は〈<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008C00412>〉においてそれぞれで入手することができる。

(5) 2012年以降始まった米軍実戦部隊の配備に関するオーストラリア国内の反響として、例えば、連邦議会での以下のやりとりがある。オーストラリアに配備された米軍将兵はオーストラリア法に服するのか、それともその適用除外となるのかという連邦上院議員からの質問に、司法長官は答弁書で「オーストラリアにある間、米軍に関する刑事裁判権については、1963年の豪米地位協定及び1963年国防(訪問軍隊)法に従って処理する」と回答した。43rd Parliament, "Senate Question No. 1714: United States of America: Military Personnel," *Senate Official Hansard*, 18 June 2012, Canberra: Commonwealth of Australia, 2012, pp.3577-3578.

(6) Act No. 5 of 1939: Defence (Visiting Forces) Act 1939. 長文題名は、An Act to make provision, in relation to the Commonwealth or the Defence Force, with respect to the Naval, Military and Air Forces of other parts of His Majesty's Dominions and of Territories administered by His Majesty, and with respect to Members of those Forces, and for other purposes である。

(7) Visiting Forces (British Commonwealth) Act, 1933.[23 Geo. 5. Ch.6.][UK]

(8) 1963年10月29日のオーストラリア連邦議会上院における1963年法の審議の際の国防大臣による説明に基づく(24th Parliament, *Senate Official Hansard*, 29 October 1963, Canberra: Commonwealth of Australia, 1963, pp.1524-1525.)。

(9) 24th Parliament, *House of Representatives Official Hansard*, 24 October 1963, Canberra: Commonwealth of Australia, 1963, pp.2260-2261. なお、第2次世界大戦中の英国においても米軍人に対する米軍当局の排他的裁判管轄を承認した1942年合衆国(訪問軍隊)法 United States of America (Visiting Forces) Act, 1942 [5 & 6 Geo. 6. Ch.31][UK] が制定された。

いて外国軍隊が受入国の同意のもとに常時駐留する事態が広く世界各地で生じた⁽¹⁰⁾。オーストラリアにおいても、常時駐留という形ではないが、外国軍隊の法的地位に関する国内法を整備する必要が1963年になって生じた。同年5月9日、米国との間で西オーストラリア州のノースウェストケープに米海軍通信施設を設置する協定及びオーストラリアにおける米国軍隊の地位に関する協定(以下、「豪米地位協定」という。)の2つの協定⁽¹¹⁾が締結されたからである⁽¹²⁾。

オーストラリア政府は、国内法整備に当たって、当時、1951年締結のNATO軍地位協定が西側における外国軍隊地位協定の標準となっていたことから、NATO軍地位協定を英国が国内実施するために制定した英国1952年訪問軍隊法⁽¹³⁾（以下、「英国1952年法」という。）をモデルとして、英連邦諸国の軍隊のみを対象としていた1939年法を廃止し、1963年法を制定することとした。連邦議会審議の際のオーストラリア政府の説明によれば、NATO軍地位協定と英国1952年法の特色は、NATO軍が受入

国の裁判権に服することを原則とし、①派遣国の安全に対する犯罪、②公務遂行中の犯罪又は③訪問軍隊の構成員・財産に対する犯罪の場合に限り、受入国の裁判権が制限されて、派遣国の裁判権が認められる点にある。1963年法案は、こうした特色ある条項をとり入れるとともにオーストラリアが連邦制国家であることなどにも配慮して策定された⁽¹⁴⁾。

1963年法案は、1963年10月24日に連邦議会下院に提出され、同24日、29日及び30日に上下両院で審議が行われた。審議では、訪問軍隊の軍事法廷が刑事裁判権を有する点でオーストラリアの主権侵害であるとの懸念が表明されたが、野党の労働党が、第2次世界大戦中の政権担当期に米軍の排他的裁判権を承認した前述の国家安全保障規則を制定した経緯もことから、基本的に法案に賛成した⁽¹⁵⁾ため、同法案は、30日に両院を通過し、31日に総督の裁可を得て、1963年法律第81号として1963年10月31日に制定法となった⁽¹⁶⁾。

(10) このように平時の外国軍隊の常時駐留が20世紀後半の国際社会の特徴であると説くのが、John Woodliffe, *The Peacetime Use of Foreign Military Installations under Modern International Law*, Dordrecht [Netherlands]: Martinus Nijhoff, 1992, p.11.である。

(11) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the United States of America relating to the Establishment of a United States Naval Communication Station in Australia [North West Cape-Exmouth WA] (Canberra, 9 May 1963) [ATS 1963 No.16] <<http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/ATS/1963/16.html>>; Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the United States of America concerning the Status of United States Forces in Australia, and Protocol (Canberra, 9 May 1963) [ATS 1963 No.10] <<http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/ATS/1963/10.html>>

(12) 24th Parliament, *op.cit.* (9), pp.2259-2261.

(13) Visiting Forces Act, 1952.[15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2 Ch.67][UK]. なお、英国1952年法の制定経緯については、Peter Rowe, “Historical Developments Influencing the Present Law of Visiting Forces,” in Dieter Fleck ed., *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, Oxford [UK]: Oxford University Press, 2001, pp.23-26. 及び明田川融「第3章 駐英米軍をめぐる法と政治—序論的考察—」本問浩編『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版 2003, pp.123-128を参照。

(14) 24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2261.

(15) 1963年10月29日の下院における野党・労働党副党首ホイットラム (Edward Gough Whitlam、のち1972年～1975年に首相) 下院議員の発言 (24th Parliament, *House of Representatives Official Hansard*, 29 October 1963, Canberra: Commonwealth of Australia, 1963, pp.2378-2379.)などを参照。

(16) 連邦議会における与野党議員による質疑については、下院における1963年10月29日の質疑 (24th Parliament, *op.cit.* (15), pp.2378-2385.)、上院における1963年10月30日の質疑 (24th Parliament, *Senate Official Hansard*, 30 October 1963, Canberra: Commonwealth of Australia, 1963, pp.1580-1592.)をそれぞれ参照。

II 構成と概要

1 構成

制定時の1963年法の構成は次のとおりである（下線は、現行法の条章）。

第I章：総則（第1条～第7条）、第II章：訪問軍隊（第8条～第18条）、第III章：逃亡及び無断離隊（第19条～第23条）、第IV章：人員の配属と相互の指揮権限（第24条～第26条）、第V章：雑則（第27条～第30条）、附則：人に対する犯罪行為（附則第1～第4）

なお、「逃亡及び無断離隊」及び「人員の配属と相互の指揮権限」の両章は、1963年法のもとになった1939年法と英国1952年法の両法に同様の章が置かれていたこともあって、1963年法制定時に第III章及び第IV章として置かれた。両章の規定の起源は、さらに英国1933年法にまで遡り、元来は英連邦軍に配属になった自国軍将兵を念頭に、自国軍将兵を含む訪問中の英連邦軍の要員の逃亡及び無断離隊並びに英連邦軍と要員派遣国の間の指揮命令権限関係について定めるものであった。このため、連邦議会での1963年法案説明の際、オーストラリア政府は、第III章及び第IV章の規定は、将来的に国防軍関係の一般法において定められるべきものを便宜的に訪問軍隊関連法に置いたものであると説明していた⁽¹⁷⁾。両章は、1981年の国防法関係法改正により廃止されたため、現行規定からは

削除されている。

2 概要

制定経緯から分かるように、1963年法の中核は、訪問軍隊の構成員等の刑事裁判権関連の規定である。これらを中心に同法の概要を紹介する。

(1) 法の目的と適用対象

1963年法は、前述のように同年に締結された豪米地位協定をオーストラリア国内で実施し、ノースウェストケープに設置される米海軍通信施設の運用開始に備えることを当面の目的とし、政府も同法の最初の適用対象が米軍であることを認めていた⁽¹⁸⁾。それ以外に、先行の国内法令と同様に英連邦諸国の訪問軍隊が適用対象となるのはもとより、第6条に基づく規則によって政府が同法の適用対象であると宣言するその他の国の訪問軍隊も適用対象となる⁽¹⁹⁾。

(2) 訪問軍隊に関する刑事裁判権

訪問軍隊の軍事法廷（及び陸海軍などの当該国の軍事当局）は、軍事法廷の管轄に服する当該軍隊の構成員に対して完全な裁判権を行使することができる（第8条）。

ただし、豪米地位協定第8条第1項に定めるとおり⁽²⁰⁾、オーストラリア当局にもオーストラリア領内でオーストラリア法により処罰できる

(17) 24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2260.

(18) 24th Parliament, *op.cit.* (8), p.1524.

(19) 1963年法第6条に基づく1963年国防（訪問軍隊）規則（Defence (Visiting Forces) Regulations 1963 [Statutory Rules 1963 No. 134]）の最新の規定によれば、英連邦諸国として英国、ニュージーランドなど計16か国、それ以外の国として米国、日本、中国など計34か国の総計50か国が1963年法の適用対象国とされている。なお、制定時の連邦議会では、法の適用対象国は、規則の制定による政府宣言によってなされることから、規則を制定する際、連邦議会上院の規則及び命令委員会の審査を受けることになるため、政府によって適用対象国が無原則に拡大する訳ではないという認識が政府によって示された（24th Parliament, *op.cit.* (8), p.1524；24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2259.）。

(20) 豪米地位協定第8条第1項の規定は次のとおりである。

〔(1)この条の規定に従い、

(a) 合衆国の軍事当局は、合衆国の法により自らに付与されるあらゆる刑事及び規律の管轄権を、合衆国の軍事法に服するすべての者に対して、オーストラリア内において行使する権利を有する。

罪を犯した米軍及び軍属機関の構成員並びにその家族に対する刑事裁判権がある。このため、1963年法は、NATO軍地位協定と英国1952年法に倣い、訪問軍隊の軍事法廷の管轄に服する訪問軍隊の構成員がオーストラリア領内でオーストラリア法上の罪を犯した場合において、それが①派遣国の安全に対する罪、②公務遂行中の罪又は③訪問軍隊の構成員・財産に対する罪のいずれかに当たるときは、オーストラリアの裁判権が制限される旨定め（第9条第1項）、事実上、これら3類型について訪問軍隊の軍事法廷に第1次裁判権を認める。しかし、軍事法廷の管轄に服さない訪問軍隊の軍属機関の構成員や家族については、そのような制限は設けられず（第9条第2項）、彼らがオーストラリア領内でオーストラリア法上の罪を犯した場合、オーストラリアに第1次裁判権があることになる⁽²¹⁾。

(3) 裁判権の放棄

豪米地位協定は、その第8条第3項c号において、第1次裁判権を有する側が他方の国による裁判権放棄の要請に「好意的配慮」を行う旨定める⁽²²⁾。この規定を受けて、1963年法は、第10条で派遣国からの要請に基づくオーストラリアの第1次裁判権放棄に関する司法長官による手続を定める。ただし、1963年法は国内法である以上、派遣国側による第1次裁判権の放棄を担保する規定を有している訳ではもちろんない。

連邦議会の1963年法案審議において、政府

は、上述の3類型において訪問軍隊の軍事法廷の刑事裁判権を許容することがオーストラリアの主権侵害に当たるという批判に対して、3類型に当たる場合においても派遣国による裁判権の放棄によりオーストラリア側の裁判権が回復される場合もあると説明した⁽²³⁾。政府によるこの説明は、豪米地位協定の締約国であるオーストラリアがもう一方の締約国である米国に対して有する「好意的配慮」享受の期待を引合いに出した意図的な“論理のすり替え”といえるかもしれない。

なお、連邦国家であるオーストラリアにおいては刑事法に関して各州に大きな権限があるため、政府は、第10条の裁判権放棄手続に当たって各州と密接に協議し、個別事案ごとに司法長官が検討して各州の見解に反する放棄を行わないと連邦議会で説明した⁽²⁴⁾。

(4) 裁判権の競合する場合の手続

1963年法制定の際の連邦議会における議論で、軍隊派遣国と受入国の間で刑事裁判権が競合する場合、同法のモデルとなった英国1952年法とは2つの手続において異なり、受入国に有利な規定となっていることを政府は強調した⁽²⁵⁾。

1つは、訪問軍隊の構成員である被疑者の裁判権が、派遣国にあるのか受入国にあるのかを決定するタイミングに関する手続規定における違いである。英国では、令状のない逮捕には3日間の勾留期限が定められているため⁽²⁶⁾、被疑

(b) オーストラリア当局は、オーストラリア内において犯され、かつ、オーストラリアの法により処罰できる罪に関し、合衆国軍隊及び軍属機関の構成員並びにその家族に対する管轄権を有する。」

(21) 24th Parliament, *op.cit.* (8), p.1525 ; 24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2261.

(22) 豪米地位協定第8条第3項(c)の規定は次のとおりである。

「(c) 第1次裁判権を有する締約国がこれを行行使しないとき、実務上可能な限り速やかに他の締約国の当局にこれを通知する。第1次裁判権を有する締約国の当局は、他の締約国が特に重要とみなす事案に関し、その権利の放棄についての他の締約国の当局からの要請に好意的配慮を行う。」

(23) 24th Parliament, *op.cit.* (8), p.1526 ; 24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2262.

(24) 24th Parliament, *op.cit.* (8), p.1526.

(25) *ibid.* ; 24th Parliament, *op.cit.* (9), p.2262.

(26) 英国1952年法第5条第2項による。

者の訴追前に裁判管轄の最終決定が行われる傾向にあるのに対し、1963年法上は、オーストラリア法違反により訴追された者が、訪問軍隊の軍事法廷の管轄に服する可能性がある場合、オーストラリアの裁判所は、その法廷又は訪問軍隊の軍事法廷のいずれの管轄となるべきかの調査を期限を定めて行うことができ、かつ、当該調査の間もすでに提起されている事件の審理をそのまま継続することができる(第12条第3項)、無用な裁判の長期化を防ぐことができる⁽²⁷⁾。

もう1つは、第1次刑事裁判権が訪問軍隊の軍事法廷に認められる1つの類型である犯罪行為が公務中のものかどうかの判定に関する手続規定における違いである。英国では、公務中の犯罪かどうかは派遣国当局による証明書が、反証のない限り、事実の十分な証拠であるとされる⁽²⁸⁾のに対し、1963年法は、オーストラリアの裁判所においては、司法長官による公務中発生 of 証明書を、反証のない限り、証明書に記載された事実の十分な証拠と定める(第18条第4項)。無論、実際上は司法長官が証明書を作成する際、訪問軍隊によって提出される証拠類を主に参照することになるが、証明書が必ずしも訪問軍隊による証拠類のみに依拠する訳ではなく、派遣国当局とは独立して、受入国の司法長官が「公務中」の判定を行う意義は大きい⁽²⁹⁾。

ちなみに、2012年に開始された米海兵隊実戦部隊の配備に関連して、連邦議会上院において緑の党のボブ・ブラウン(Robert (Bob)

James Brown) 上院議員(タスマニア州選出、当時)から2012年3月に提起された米兵の刑事裁判権に関する質問に対して、オーストラリア政府は、米兵の犯罪が公務中に起きたかどうか、すなわち米軍側が第1次刑事裁判権を有するかどうかについて1963年法に基づく司法長官の発行する証明書によって決まる点を強調した⁽³⁰⁾。

III 適用事例の考察

オーストラリアが各国と結んだ地位協定の比較研究において、永野秀雄法政大学教授は、2001年秋に行った現地 of 政府担当者や法律学者への聞き取り調査をもとに、地位協定に関連した若干の事実や事件に関する議論が連邦議会であるものの、事実問題に対処する法的枠組は十分に機能しており、同国において「法的『地位協定問題』は不在」と結論している⁽³¹⁾。

確かに、1963年法の刑事裁判権関連規定の概要紹介からいえるように、同法が訪問軍隊の軍事法廷の第1次刑事裁判権を承認する場合を公務中の犯罪等3種類に限定し、公務中の判定がオーストラリアの司法長官による証明書に基づいて行われるなど受入国に有利な規定を持つことから、刑事裁判権をめぐる地位協定運用上の派遣国との軋轢は小さくなるかに見える。

しかし、個別の事案について見れば、運用面において現在の法的枠組に問題がない訳ではな

(27) 24th Parliament, *op.cit.* (22)

(28) 英国1952年法第11条第1項による。

(29) 24th Parliament, *op.cit.* (22)

(30) 43rd Parliament, *op.cit.* (5), p.3578. なお、司法長官による「公務中」証明書発行の最近の事例として、2011年7月24日にクイーンズランド州アンバーレイ豪州空軍基地において米海軍兵が起こした交通事故により、自転車の地元女性を死亡させた例がある。当初、州警察は危険運転罪で同米兵を訴追したが、1963年法に基づく司法長官による同年8月12日付の「公務中」証明書が8月17日に地元治安刑事裁判所で証拠と認められたため、同日、米兵の裁判権は米海軍に移管された(Embassy of the United States, Canberra, Australia, "Statement from the [Australian] Attorney-General: Queensland case involving US navy officer Canberra," 17 August 2011. <<http://usrsaustralia.state.gov/us-oz/2011/08/17/aag1.html>>)。

(31) 永野 前掲注(3) pp.65-66.

い。本章では、近年の1963年法の適用事例として、2004年のオーストラリアによる第1次刑事裁判権放棄事案をとり上げて、1963年法の運用の実態の一端を考察してみたい。

2004年2月1日、クイーンズランド州タウンズビルの酒場で男子大学生刺殺未遂事件が発生した。犯人として豪米共同演習「サザンフロンティア作戦2004」で同地に滞在中の日本の岩国海兵隊航空基地所属の2人の米海兵隊員が、州警察当局に逮捕された³²⁾。

この場合、1963年法で定める訪問軍隊側に第1次刑事裁判権がある3種類のどれにも当たらず、明らかにオーストラリアが第1次刑事裁判権を行使できる状況にあった。容疑者の所属する在日米海兵隊も事件がオーストラリアの法的管轄下にあることを認めていた³³⁾が、豪米地位協定第8条第3項c号による米国からの裁判権放棄の要請に応じ、オーストラリアは「好意的配慮」に基づき、2004年5月19日、1963年法第10条に従って司法長官が第1次裁判権放棄の手続を行った³⁴⁾。これにより、2人の海兵隊員の刑事裁判権は米軍事法廷に移管された。

オーストラリア政府の議会答弁によれば、政府による判断の根拠となったのは、被害者の見解と希望、検察官の意見、訪問軍隊による同種

行為の抑止効果等の幅広い要素であった。政府は、さらに、オーストラリアと米軍事法廷において見込まれる裁判費用の比較、両国の賠償枠組の相違等の情報も収集した上で、本件の場合、容疑者の海兵隊員が米軍事法に基づき適切に裁判に服することになるという判断のもとに裁判権放棄に踏み切ったという³⁵⁾。

2人の容疑者の刑事裁判が米軍に委ねられた結果、2005年に2人のうち1人が不起訴、もう1人は無罪放免となった。こうした結果に対し、当時のハワード（John Howard）保守連合政権のラドック（Philip Ruddock）司法長官は米側に報告を求めたいと不快感を示し³⁶⁾、議会答弁においても、米側に事件に関する情報提供を求めてきたにもかかわらず、米側が事件結果について被害者に何の情報も提供しなかった点を遺憾とした³⁷⁾。

このタウンズビル事件と同様の第10条に基づくオーストラリアによる第1次裁判権放棄は、政府によれば、1996年から2005年までの10年間にいずれも米軍に対して計4件行われた。うち2件（強姦、強姦の従犯）は米軍事法廷において有罪となり、禁固及び不名誉除隊等の処分がされたが、1件（加重暴行）については捜査後に立件を見送り、もう1件（殺人未遂）は

32) “Two Marines charged in Australia bar stabbing,” *Stars and Stripes Pacific edition*, March 6, 2004. <<http://www.stripes.com/news/two-marines-charged-in-australia-bar-stabbing-1.17305>> オーストラリア側では警察の捜査後2004年2月5日に2人を送検したが、3月6日の報道時点で2人は米軍の拘束下で沖縄に置かれ、3月22日に起訴のためオーストラリアに戻されると同記事は伝えており、容疑者の身柄は早い時点で米軍側に移されたようである。また、同記事によれば、2人は2月5日の送検と同時に保釈を請求したが、オーストラリア側は、2人が部隊展開計画（UDP）に基づいて米国に帰還する直前だったことから、逃亡の危険が高いと判断して、2人の保釈を認めなかったという。

33) 米軍の準機関紙『星条旗紙』（*Stars and Stripes*）による取材に対する第3海兵遠征軍（沖縄）の広報担当アル・エスカリス（Al Eskalis）中尉による発言。 *ibid.*

34) 41st Parliament, “House of Representatives Question No. 1932: Foreign Nationals,” *House of Representatives Official Hansard*, 12 October 2005, Canberra: Commonwealth of Australia, 2005, pp.215-217. なお、質問を行ったのは、後の労働党政権の司法長官のロクソン（Nicola Roxon）下院議員である。

35) *ibid.*

36) “Ruddock asks for US report on stabbing,” *Sydney Morning Herald*, June 27, 2005. <<http://www.smh.com.au/news/National/Ruddock-asks-for-US-report-on-stabbing/2005/06/27/1119724573269.html>>

37) 41st Parliament, *op.cit.* 34).

無罪放免とされた。各事件すべてにおいて政府が裁判権放棄の根拠として挙げたのは、被害者及び関係検察当局による裁判権放棄の支持であった³⁸⁾。

いずれの事件もこれ以上の詳細が不明で、個々の事件におけるオーストラリアと米国の両政府間の具体的な交渉は分からないが、軍隊派遣国である米国の要請によりオーストラリアが豪米地位協定と1963年法に基づき第1次刑事裁判権を放棄した事件において、米国側の司法手続結果に対してオーストラリア政府が不満を抱いた事例があったのは事実である。外国軍隊の法的地位をめぐる事実問題に対処する法的枠組には、依然として改善の余地があるといえるだろう。

おわりに

以上に見たように、1963年法は、その前身の1939年法等を踏まえて、オーストラリアを訪問する外国軍隊の法的地位一般を定める法律という形式をとっているが、歴史的にはオーストラリアと同盟関係にある米国の軍隊を受け入れる際、1963年豪米地位協定を国内で実施するための法律として制定されたもので、実際上もオーストラリアに所在する米軍に関する法的問題は、豪米地位協定と1963年法に基づいて処理されてきた。

2016年以降、北部準州には2,500人規模のMAGTF（海兵空地任務部隊）が半年単位で配備され、さらに同地域において米空軍とオース

トラリア空軍の共同訓練の拡大も検討されるなか、米軍実戦部隊のオーストラリア国土への配備による各種の影響に関してオーストラリア政府も無関心ではない。国防省は、外部委託により米海兵隊の北部オーストラリアへの配備の社会的影響評価を行い、その報告をすでに2012年8月³⁹⁾と2013年4月⁴⁰⁾の2回発表している。いずれの報告においても海兵隊部隊の配備の北部オーストラリア地域社会全体への影響は最小限に止まるとの結論であったが、2013年の報告は、配備の否定的な影響として、性犯罪や航空機騒音の高まりと並んで、オーストラリア法違反の米軍将兵がオーストラリアの裁判に服さずに帰国してしまうのではないかと指摘があったことを記載している⁴¹⁾。米軍の配備の進展の中で、今後、1963年法による法的枠組の有効性が試されることになる。

わが国においても、日米地位協定に基づく犯罪米兵の裁判権の帰趨は、日米同盟関係の根幹を揺るがしかねない問題の1つである。オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位に関する法制については依然として改善の余地がある上に、国際条約の国内執行体制が日本とは違うことから、オーストラリアの1963年法の規定をそのまま導入する訳にはいかない。しかしながら、刑事裁判権が軍隊派遣国と受入国で競合する場合の解決のあり方として、1963年法に規定された工夫（公務遂行中かどうかの判定に受入国側の判断を組み入れる制度の工夫や裁判権が派遣国と受入国のいずれにあるかの期間を定めて調査する工夫など）は、日本にも参考に

³⁸⁾ *ibid.*

³⁹⁾ Noetic Solutions, *Social Impact Assessment: United States Marine Corps rotational presence phase 1 (rotations of 200 – 250 US Marines into the Northern Territory) : Report for the Department of Defence Force Posture Review Implementation Team*, 2012. <<http://www.defence.gov.au/publications/USMCsocialassessment.pdf>>

⁴⁰⁾ Deloitte Access Economics, *Social Impact of rotations of up to 1,100 US Marines and associated equipment in Northern Australia: Report for the Department of Defence*, 2013. <<http://www.defence.gov.au/publications/USMC1100socialassessment.pdf>>

⁴¹⁾ *ibid.*, p.55.

なるであろう。

また、今後オーストラリアへの米軍実戦部隊の大規模配備が進むことによって、広大な国土を有する同国においても配備に伴う否定的な影響が拡大して、1963年法の適用事例が増す可能性もあり、1963年法の改正や、場合によっ

ては、豪米地位協定の改定の必要性の議論⁴²⁾につながらないとも限らない。わが国における地位協定論議の参考とするため、今後もオーストラリアにおける外国軍隊の法的地位をめぐる議論を注視していく必要がある。

(ひとし ゆういちろう)

⁴²⁾ 豪米地位協定の改定の可能性に関して、労働党も保守連合も米国との同盟関係を国の安全保障政策の根本に据えるオーストラリアにおいては比較的珍しい議論であるが、2012年4月の米海兵隊部隊第1陣の配備直前の2012年3月21日に、緑の党のラドラム (Scott Ludlam) 上院議員 (西オーストラリア州選出) が労働党のボブ・カー (Robert (Bob) John Carr) 外相に対して、今回のダーウィンのロバートソン基地への米海兵隊大規模部隊の配備に伴い1963年の豪米地位協定について改定や再交渉の提案を、政府として米国に対して行わないのかと質している。43rd Parliament, “Questions without Notice: Defence Exercises,” *Senate Official Hansard*, 21 March 2013, Canberra: Commonwealth of Australia, 2013, pp.2444-2445.

1963年国防（訪問軍隊）法

Defence (Visiting Forces) Act 1963

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎訳

1963年法律第81号（1963年10月31日制定）⁽¹⁾

【目次】

第I章 総則（第1条～第7条）

第II章 訪問軍隊（第8条～第18条）

[第III章 逃亡及び無断離隊（削除）]

[第IV章 人員の配属と相互の指揮権限（削除）]

第V章 雑則（第27条～第30条）

附則 人に対する罪

第I章 総則

第1条 略称

この法律は、1963年国防（訪問軍隊）法として引用することができる。

第2条 施行

この法律は、布告により定める日から効力を有する。

[第3条 章立て]

[削除]⁽²⁾

第4条 削除

1939年国防（訪問軍隊）法を削除する。

第5条 用語の解釈

(1) この法律において、次に掲げる用語の意義は、それに反する明示的な定めがない限り、それぞれ次に定めるところによる。

オーストラリアは、準州を含むものとする。

裁判所とは、連邦裁判所又は州若しくは準州の裁判所をいう。

被扶養者等⁽³⁾とは、オーストラリア市民又はオーストラリアに常居所を有する者を除き、訪問軍隊の構成員又は訪問軍隊の軍属機関⁽⁴⁾の構成員との関係において、次のいずれかに掲げる関係を有するものをいう。

(a) 当該構成員の妻又は夫

(b) 専ら又は主に当該構成員によって扶養される者

(c) 当該構成員の後見、介護又は監督の下にある者

(d) 当該構成員と同居する当該構成員の親族
軍隊とは、ある国に関し、当該国の海軍、陸軍又は空軍をいう。

軍事当局⁽⁵⁾とは、ある国に関し、当該国の海軍、陸軍又は空軍の各当局をいう。

軍事法⁽⁶⁾とは、ある国に関し、当該国の軍隊の全部又は一部を統制する法（法と同じ執行力を有する〔委任〕命令を含む）をいう。

(1) 本稿は、オーストラリア連邦政府の法令情報提供ウェブサイト ComLaw に掲載の Defence (Visiting Forces) Act 1963 (Act No. 81 of 1963 as amended) の最新条文（2008年法律第73号による改正を反映した2008年7月14日現在の条文）〈<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008C00412/Download>〉を基に翻訳を行った。インターネット情報は2013年9月10日現在である。なお、訳文中の丸括弧（ ）は原文の注記、角括弧〔 〕は訳者による補記であり、ゴシック体は原文において太字体を表す。

(2) 1973年法律第216号制定法律見直し法（Statute Law Review Act 1973）により削除。

(3) 被扶養者等の原語は、dependent である。

(4) 軍属機関の原語は、civilian component である。

(5) 軍事当局の原語は、service authorities である。

(6) 軍事法の原語は、service law である。

軍事法廷⁽⁷⁾とは、ある国又は訪問軍隊に関し、軍法会議又は、訴訟が必要な場合に、当該国若しくは当該訪問軍隊を派遣する国の軍事法に基づいて設置されるその他同種の法廷をいい、当該国の法により又はこれに基づき、同種の法廷の審理の再審査を行い又は当該国の軍事法に服する者に対する容疑を裁判し若しくは捜査する権限を付与される当該国のいかなる機関も含む。

国防軍は、1903-1956年国防法に定める意義と同様の意義を有する⁽⁸⁾。

派遣国とは、訪問軍隊に関し、当該訪問軍隊が属している国をいう。

訪問軍隊とは、ある国の軍隊の部隊、分遣隊又は支隊であって、オーストラリアに所在する間のものをいう。

- (2) この法律において、訪問軍隊の構成員とあるのは、当該訪問軍隊の所属国の法〔の性質〕に応じ、当該軍隊においてその構成員として勤務している者と解釈する。
- (3) この法律において、訪問軍隊の軍属機関の構成員とあるのは、当該訪問軍隊の構成員、オーストラリア市民又はオーストラリアに常居所を有する者を除き、次の各号に掲げるいずれかの者と解釈する。
- (a) 次に掲げるいずれかの機関に雇用され又は勤務する者
- (i) 当該訪問軍隊又は当該訪問軍隊の一部
- (ii) 当該訪問軍隊の福利厚生のために設置され、かつ、派遣国の指定する当局によって認可された機関
- (b) 当該訪問軍隊に随伴する機関に勤務する者
- (c) 当該訪問軍隊に配属され又は随伴する者
- で、派遣国の法に従って当該国の軍事法に服する者
- ただし、当該訪問軍隊の構成員の被扶養者等又は a、b 若しくは c にいる者の被扶養者等は除く。
- (4) この法律において、訪問軍隊に関係を有する者とあるのは、その当時における次に掲げるいずれかの者と解釈する。
- (a) 当該訪問軍隊の構成員又は当該軍隊の軍属機関の構成員
- (b) オーストラリア市民又はオーストラリアに常居所を有するものを除き、当該訪問軍隊の構成員の被扶養者等又は当該軍隊の軍属機関の構成員の被扶養者等であるもの
- (5) この法律において、ある者が現に又はかつてオーストラリアに常居所を有していたか否かの判断を行う際、本人が、次に掲げる身分を有する間に、オーストラリアに滞在し又は滞在する意思を有していた期間について考慮することを要しない。
- (a) 訪問軍隊の構成員又は訪問軍隊の軍属機関の構成員である間
- (b) 訪問軍隊の構成員の被扶養者等又は訪問軍隊の軍属機関の構成員の被扶養者等である間
- (6) この法律において、ある国の軍隊で、予備部隊又は補助部隊の性質を有する部隊（その名称のいかんを問わず）の構成員は、本人が、当該国の軍隊に現役召集され又は当該国の軍隊に訓練召集されている（その用語のいかんを問わず）間に限りに当該国の軍隊の構成員とみなすものとし、この法律上本人が当該国の軍隊の構成員になることをいう。
- (7) この法律の規定において、ある国の指定す

(7) 軍事法廷の原語は、service tribunal である。

(8) 1903年国防法（Defence Act 1903）第3編第1部（「国防軍の構成」）第30条の現行条文は、国防軍（The Defence Force）について、「国防軍は3種の兵科、すなわち、オーストラリア海軍、オーストラリア陸軍及びオーストラリア空軍から構成される」としている。

る当局とあるのは、当該国の適切な当局又は官憲によって、当該規定の目的のために指定される当局をいう。

- (8) この法律の規定において、裁判所による裁判とあるのは、ある者がオーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法の違反により起訴された際の略式裁判所による聴聞及び決定を含めていう。

第6条 この法律の規定が適用され又は適用の見込みのある諸国

- (1) この法律において、この法律の規定が適用される国というとき、次の各号に掲げる国をいう。
- (a) 英連邦諸国のいずれかの国であって、この法律の目的のために規則によって宣言される国
- (b) この条に基づいて宣言され、この条が効力を有するのに関係するその他の国
- (2) この法律の規定で前項 a に掲げる国以外の国に関して効力を有することが適切なものがあると総督が認める場合には、規則で当該規定を指定し、〔併せてその規定が〕当該国に関し効力を有する旨を宣言することができる。

第7条 法律の準州への拡張

この法律は、全ての準州に拡張〔適用〕する。

第II章 訪問軍隊

第8条 訪問軍隊派遣国の軍事法廷及び当局による権限の行使

- (1) オーストラリア国内において又は国防軍に所属し若しくはその任務に就き若しくは国防軍の一部である艦船若しくは航空機について、この条を適用する場合には、ある国の軍事法廷及び軍事当局は、この条に基づき、そ

の管轄に服する者に対して当該国の法律に従って当該当局によって行使できるあらゆる権限を行使することができる。

- (2) この条に従い、ある国の軍事法廷及び軍事当局の管轄に服する者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (a) 当該国の訪問軍隊の構成員
- (b) オーストラリア市民又はオーストラリアに常居所を有する者を除き、当該国の軍隊の構成員でない者であって、当該国の軍事法に当該時点において服する全てのもの
- (3) 前項の場合において、オーストラリアに所在する当時、ある国の軍隊の構成員であり又はその後当該構成員となった者は、自らの同意により当該軍隊の構成員にならない限り、当該の者は、当該国の訪問軍隊の構成員でないものとみなす。
- (4) この条に従い、ある国の軍事法廷の管轄に服するある者にこの条を適用する場合において、当該国の軍事法廷において判決が下されたときは、オーストラリア領の内外を問わず、裁判所における審理のため次の各号に従うものとする。
- (a) 当該軍事法廷は、適切に任命されていたものとみなす。
- (b) 当該判決は、当該軍事法廷の管轄にあり、かつ、当該国の法律に従っているものとみなす。
- (c) 当該判決は、その趣旨に従って執行された場合については、合法的に執行されたものとみなす。
- (5) 前項の規定にかかわらず、この条の適用については、ある国の軍事法廷で下された死刑判決がオーストラリアにおいて執行されてはならない。
- (6) 裁判所における審理のため、次の各号に掲げる者は、合法的に拘束されているものとみなす。

- (a) 第4項の規定に従って効力を有する判決に基づき拘束されている者
- (b) この条に従い、この条を適用するに際してある国の軍事法廷の管轄に服すべき者で、勾留され又は当該者を起訴するために当該国の軍事法廷による審理中に勾留されている者
- (7) ある国の軍事法廷及び軍事当局が、この条の適用に関し、第1項の権限を一層効果的に行使することができるようにするため、当該国の指定する当局による要請があった場合は、海軍参謀長、陸軍参謀長又は空軍参謀長は、その指揮下にある国防軍の一部部隊の構成員に対し、一般命令又は特別命令により、当該国の法律により処罰の対象となる罪を犯したと申告された当該国の訪問軍隊の構成員である者を逮捕し及び当該命令により指定された当該国の軍事当局に当該被疑者を引き渡すことを命じることができる。

第9条 所定の罪を犯した訪問軍隊関係者の裁判所による審理の制限

- (1) オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法のいずれかに違反する罪により訴追された者は、当該犯罪が訴えられた時点で本人が訪問軍隊の構成員又は訪問軍隊の軍属機関の構成員である場合において、その訴えられた罪が次のいずれかにあたるときは、この条の規定に従い、当該罪について裁判所による審理を免れるものとする。
 - (a) その訴えられた罪を本人が犯した場合において、当該犯罪が当該の軍隊若しくは軍属機関の構成員としての本人の任務により若しくはその遂行中に発生したとき又は専ら派遣国の安全に対する罪にあたる時。
 - (b) その訴えられた罪が人に対する罪である場合において、当該犯罪の実行の時点で〔被害を受けた〕者が、又は犯罪を構成する作

為若しくは不作為に2人以上の者が関与した〔事件〕にあつては当該関与者が、当該軍隊又は同国の他の訪問軍隊の一方に関係を有していたとき。

- (c) その訴えられた罪が財産に対する罪である場合において、その訴えられた罪に係る〔被害〕財産の全部（各部分が区分所有されていた財産／各部分がそれぞれ所有権の目的とされていた財産にあつては、その財産の当該各部分）が犯罪実行の時点で派遣国の財産又は派遣国の当局若しくは前号に規定する関係と同様の関係を有する者の財産の一方であつたとき。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定を適用しない。
 - (a) 犯罪の実行の時点で、その被疑者が前項の規定による派遣国の軍事法廷の管轄に服する者でないとき。
 - (b) 犯罪の被疑者が、被疑事実の時点で訪問軍隊の軍属機関の構成員であり、かつ、当該事件が派遣国の軍事法に従って処理することができないとき。
- (3) 第1項の規定については、次のとおり解釈する。
 - (a) 同項の規定は、審理前又は審理中を問わず、司法長官が、派遣国の指定する当局から派遣国の法律に従って当該事件を処理しない旨の通知を受領したことを書面で証明した場合には、裁判所による審理を妨げない。
 - (b) 同項の規定は、審理中に、同項の規定による理由により、当該裁判所が当該事件の管轄権を有しない旨の事前の異議申立てがない限り、訴訟続行の有無の効力を妨げるものではない。
 - (c) 同項の規定は、審理について、その結審前のいずれの審理段階においても前号に規定する異議申立てがなかった場合には、当

該審理の結審後は、その効力を妨げるものと解してはならない。

- (4) その起訴事実が犯罪の未遂、共謀、幫助、教唆、扇動、斡旋又は従犯に係る起訴事実（その用語を問わない。）である場合には、[次に定めるところによる。]
- (a) 第1項b及びcの規定中にいう訴えられた罪とは、被告人等が訴えられた未遂若しくは共謀に係る罪又は、事件に応じ、訴えられた幫助、教唆、扇動、斡旋若しくは従犯に係る罪をいう。
- (b) 同項bの規定中にいう当該関与者又は[同項]cの規定中にいう訴えられた罪に係る財産についても前号に準じて解釈する。
- (5) この条は、訴訟手続を制限し、又はオーストラリア[連邦]法若しくは州法若しくは準州法において訴訟手続に当局の同意を要する、いかなる規定の適用も制限するものではない。
- (6) この条において、「人に対する罪」及び「財産に対する罪」という用語は、附則の規定に従って解釈するものとする。

第10条 裁判所によって行使されるべき裁判権の放棄

- (1)(a) この条の適用に関し、オーストラリア[連邦]法又は州法若しくは準州法に違反する罪を犯したとされる者を裁判する裁判権がある国の軍事法廷が有し、かつ、
- (b) 前条[第9条]の規定により、訴えられた罪に関する裁判所の裁判権が排他的ではない場合において、
- 当該国の指定する当局は、司法長官に対してその訴えられた罪に関する裁判所による管轄権の行使をしないよう要請することができ、司法長官が当該要請に同意するときは、同長官は、オーストラリア[連邦]若しくは州若しくは準州の適切な当局に対し、裁判所によ

る当該事件の処理が望ましくない旨の通知を自ら書面によって行うことができる。

- (2) 前項に基づく適切な当局への司法長官による通知のあるときは、前条各項の規定は、訴えられた罪が同条第1項に定める犯罪と同様の犯罪であるものとして適用する。

第11条 訪問軍隊の軍事法廷により裁判に付された被告人の裁判の禁止

- (1) 第8条第1項にいう権限の行使に際して同条が適用されるある国の軍事法廷によって犯罪行為について裁判に付された当該被告人は、実質的に同一犯罪により裁判所によって裁判されない。
- (2) 当該国の軍事法廷の権限の行使に基づき、当該軍事法廷により犯罪の有罪判決を受けた者が別の犯罪について裁判所による有罪判決を受ける場合において、当該軍事法廷による有罪判決が当該被告人に対する裁判所による有罪判決の対象たる作為若しくは不作為の全部又は一部に関するものであると裁判所にみなされるときは、裁判所は、科すことのできる刑又は下すべき命令を決定するにあたり、当該軍事法廷の判決を斟酌することができる。

第12条 オーストラリア法違反者の逮捕、拘束等

- (1) 第9条又は前条[第11条]のいずれの条も、次に掲げる[権限又は義務]いずれについても何ら影響を与えるものではない。
- (a) [現に]罪を犯し又は既に犯したと疑い若しくは信じるに足りる場合に関し、オーストラリア[連邦]法又は州法若しくは準州法に基づいて逮捕し、搜索し、立入り、押収し又は拘束する権限
- (b) 当該犯罪に関し、被疑者又は別の者の逮捕の結果として生じる誓約保証金又は保釈

保証書に関する当該者の義務

- (c) 当該犯罪に関し、（拘束中か否かを問わない。）人を裁判所へ再び出廷させることのできる裁判所の権限
- (2) オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法の違反により訴追された者が第8条の適用に関して軍事法廷の管轄に服することが明らかであると認めるときは、当該軍事法廷の属する国の指定する当局に〔これを〕通知しなければならない。
- (3) オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法の違反により訴追された者が第8条の適用に関して軍事法廷の管轄に服することが明らかであると認めるときは、当該裁判所は、本人が裁判所又は当該軍事法廷のいずれによって処理されるべきかを定めるために行う調査に必要な合理的期間を定めるものとし、訴追された犯罪に関するさらなる審理は、この法の権限に基づいて当該期間延期される。
- (4) 次に掲げる要件を〔全て〕満たす者については、裁判所が命令を取り消して引き渡しを命ずることができる。
 - (a) 前項の当該者が裁判所の命令により再び拘束されるとき。
 - (b) 司法長官が自ら書面により、次に掲げる〔全ての〕行為をしたとき。
 - (i) 派遣国の指定する当局から当該者を当該国の軍事当局の拘束の下に裁判前に引き渡すよう要請があったことを説明すること。
 - (ii) 当該者を引き渡すように要請すること。

第13条 訪問軍隊の構成員等に関する審理の制限

裁判所における審理は、次に掲げる事項にわたらないものとする。

- (a) 訪問軍隊の構成員又は訪問軍隊の軍属機

関の構成員である者本人の職務に関する給与

- (b) 訪問軍隊の構成員又は訪問軍隊の軍属機関の構成員である者の勤務条件
- (c) 訪問軍隊又は訪問軍隊の軍属機関の職務からの離脱

第14条 検視

- (1) 死亡の態様及び原因に関して検視の管轄を有する検視官が、死亡した者が死亡の時点で訪問軍隊関係者であったと認めるときは、検視官は、次に掲げる措置のいずれかを行い、かつ、陪審が召喚されているときは、陪審を解任しなければならない。
 - (a) 検視の中止
 - (b) 検視が始まり、完了していないときは、その一時休止
- (2) 死亡の態様及び原因に関する検視について、検視官が次に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、検視官は、当該検視を一時休止し、陪審が召喚されているときは、陪審を解任しなければならない。
 - (a) この条の適用に関し第8条に基づき軍事法廷の管轄に服する者が当該死亡者に関する殺人罪により当該国の軍事法廷に訴追されたと認めるとき。ただし、当該訴追の審理が行われたかどうかを問わない。
 - (b) 〔前号と〕同様の者が、訴追を前提として当該国の当局に勾留されていると認めるとき。
- (3) 前項の規定は、検視官による次に掲げるいずれの行為も妨げるものではない。
 - (a) 死亡者の身元確認並びにその死亡の場所及び日時に関する証拠を収集すること。
 - (b) 死亡登録のため州又は準州の適切な当局へ情報を提供すること。
 - (c) 死亡者の死体の埋葬、火葬又はその他の処理を許可すること。
- (4) 前各項の規定にかかわらず、司法長官は、

この法律の運用に関して、特定の死亡の態様及び原因に関する検視の実施又は継続を妨げる事情を通知することができ、司法長官が当該通知を行うときは、必要に応じ当該検視を実施し又は再開することができ、再開する場合には、検視を初めて開始するものとみなす。

- (5) 前項に定めるところによって検視を実施し又は再開するときは、検視官が死亡者の死体を検分する義務はない。
- (6) オーストラリア又はオーストラリアの一地域から死亡者の死体を移動することに制約を課すいかなるオーストラリア法も、本人の死亡の時点で訪問軍隊に関係を有していた死亡者の死体に又はこれに関係して適用されることはなく、かつ、同様の死亡者の死体については、関係国の指定する当局による要請への配慮を条件として、司法長官がその定めるところに従って処置することができる。
- (7) この条において殺人罪とは、謀殺、故殺及び卑属殺人その他の関係国の法によって実質的にこれらにあたる罪をいう。

第 15 条 軍事法廷による懲役刑等の判決

- (1) この条の適用に関し、軍事法廷の属する国の指定する当局が司法長官に対して、その軍事法廷が言い渡した懲役又は拘留の判決の執行に関する援助の要請を行うときは、司法長官は、自ら書面により、当該被告人の受入れを許可し、及び当該刑の全部又は一部を、オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法の違反により起訴され又は有罪判決を受けた者を収容する監獄その他の施設において収容することができる。
- (2) 前項の規定に基づいて付与された権限を行使するために拘束され若しくは制限の下に置かれ又は拘禁されている者は、合法的に拘束されているものとみなす。
- (3) この条の定めに従って懲役又は拘留に処せ

られる者を、当該判決の基になった軍事法に従って釈放し又は当該国の軍事当局へ送還する条件について、規則で定めることができる。

第 16 条 国防軍関係法の訪問軍隊への適用

- (1) 法令上当局又は個人が次に掲げる事項に関し権限を行使することができる場合には、所定の条件があればその条件により、当該当局又は個人は、訪問軍隊、その軍事法廷、その訪問軍隊と関係を有する者又は当該訪問軍隊が使用した財産若しくは使用する予定の財産に関し、当該訪問軍隊が国防軍の一部であるとすれば行使することができることになる範囲内において、当該権限を行使することができるものとする旨定めることができる。
 - (a) 国防軍、同軍の一部、同軍又は同軍の一部の構成員その他同軍又は同軍の一部と関係を有する者
 - (aa) 1982 年国防軍律法に定める軍事法廷
 - (ab) 1903 年国防法に基づく規則により任命された事実裁判所又は調査委員会
 - (b) 国防軍又は同軍の一部のために使用された財産若しくは使用される予定の財産
 - (c) [b と] 同様の目的で使用された財産の占有又は当該使用された財産若しくは使用される予定の財産の取得（合意による取得か強制的な取得かは問わない。）
- (2) 法令上次に掲げる規則を、それぞれに掲げる条件があればその条件により、定めることができる。
 - (a) 訪問軍隊、その構成員、その軍事法廷、訪問軍隊と関係を有する者又は訪問軍隊が使用した若しくは使用する予定の財産を適用除外とする規則を定めることができるが、ただし、当該訪問軍隊が国防軍の一部であるとすれば当該規則に指定する法令の適用除外となることになる範囲内においてである。

- (b) 訪問軍隊、その構成員、その軍事法廷、訪問軍隊に関係を有する者又は訪問軍隊が使用した若しくは使用する予定の財産に関して特権又は免除を特に定めることができるが、ただし、当該軍隊が国防軍の一部であるとすれば享受し又は付与されることになる特権又は免除であることを当該規則に指定しなければならない。
- (3) 法令上次に掲げる事項に関し、訪問軍隊が国防軍の一部を成している場合に、その訪問軍隊のみに効力を有する禁止、制限又は条件を課す規則を定めることができる。
- (a) 国防軍、国防軍の一部、国防軍の一部の構成員若しくは軍事法廷又は国防軍の一部に関係を有する者
- (b) 国防軍若しくは国防軍の一部のために使用した財産又は使用する予定の財産
- (4) この条の目的のために制定される規則は、当該規則の規定の目的に適った二次的、派生的又は補足的な定めを置くことができる。
- (5) この条の目的のために制定される規則の各規定は、一般的に又は特定の訪問軍隊若しくは特定の場所について適用するものと定めることができる。
- (6) 第1項及び第3項に従い、国防軍又は国防軍の一部に関係することを明示的又は一般的に定める規定によって、権限を行使し又は禁止し、制限し若しくは条件を付けることを定める。
- (7) 第2項に従い、適用除外、特権若しくは免除に関し、これを定める法令の制定又は法令はオーストラリアを拘束しないという理由のいずれかによって、当該適用除外、特権若しくは免除が継続され又は付与されるか否かを定める。
- (8) この条において、各用語は次の意義を有する。
法令とは、法律、準州の条例及び法律又は条

例に基づいて施行される規則、命令若しくはその他の行政命令をいう。

財産とは、不動産及び動産の両方を含む。

第17条 訪問軍隊に対する請求の処理

- (1) オーストラリアが別の国との間で、訪問軍隊の構成員若しくは訪問軍隊に関係を有する者の作為又は不作為から生じる請求に応じた金額の支払をオーストラリアが行う又は行うことができることを定めて締結した協定が有効である場合には、オーストラリアと請求者との間で合意し又は司法手続に従って決められた金額につき、オーストラリアが当該金額の支払を行うことにより、請求の対象であったオーストラリア又はその他の者は完全に免責される。
- (2) オーストラリア連邦政府訟務官⁽⁹⁾は、前項に定める請求につき、前項に規定する者の事務弁護士を務め、かつ、当該目的のため、当該請求に関する管轄権を行使する裁判所において事務弁護士として事務を行う資格並びに州又は準州における事務弁護士として登録をしているか否かにかかわらず、いずれの州又は準州においても事務弁護士としての全ての権利及び特権を有する。

第18条 この章における証拠

- (1) 第8条の適用に係るある国の指定する当局が、証明書の作成時点で当該国の訪問軍隊の構成員であるか否かを書面によって証明するときは、反証がない限り、裁判所の審理において、当該証明書は当該事実を証明する十分な証拠とする。
- (2) 第8条の適用に係るある国の指定する当局が、オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法の違反者の起訴に関連して、当該事案が当該国の軍事法によって処理すること

(9) オーストラリア連邦政府訟務官の原語は、The Australian Government Solicitor である。

ができることを書面によって証明するとき
は、当該起訴に関する裁判所の審理において、
第9条第2項bの規定⁽¹⁰⁾の適用上、当該証明
書は当該事実を証明する確定証拠とする。

- (3) 第8条の適用に係るある国の指定する当局
が、証明書で指定した者について次の各号の
いずれかであることを書面によって証明する
ときは、裁判所の審理において当該証明書は
当該事実を証明する確定証拠とする。
- (a) 当該国の軍事法廷によって、特定の日付
に、特定の刑が言い渡された者であること。
- (b) 言い渡された判決に従って若しくは起訴
により軍事法廷による未決若しくは裁判中
の拘束のために現に拘留され又は特定時点
で拘留されていた者であること。
- (c) 当該国の軍事法廷によって特定の犯罪行
為により、特定の時点と場所において裁判
を受けた者であること。
- (4) 次に掲げる要件を備える者については、反
証のない限り、裁判所の審理において [c に
規定する] 証明書は [これに記載された] 事
実を証明するに足る十分な証拠である。
- (a) オーストラリア [連邦] 法又は州法若し
くは準州法の違反により起訴された者であ
ること。
- (b) 当該犯罪行為の実行時点で、被疑者が訪
問軍隊又は訪問軍隊の軍属機関の構成員で
あること。
- (c) 司法長官が、当該犯罪行為が、当該被疑
者により行われたとして、当該軍隊又は軍
属機関の構成員としての任務により及びそ
の遂行中に引き起こされたことを書面によ
り証明するとき。

[第三章 逃亡及び無断離隊]

[削除 (第19条～第23条)]⁽¹¹⁾

[第四章 人員の配置と相互の指揮権限]

[削除 (第24条～第26条)]⁽¹²⁾

第V章 雑則

第27条 証明書による事実の立証

- (1) ある国の指定する当局が、書面により当
該国の軍隊の部隊、分遣隊又は支隊につい
て、オーストラリア内に現に所在し又は証明
書作成時点で所在していたことを証明する
ときは、裁判所の審理において、当該証明書は
当該証明書に述べられた事実の確定証拠とす
る。
- (2) [削除]⁽¹³⁾
- (3) この法律における証明書に氏名が表示され
てその身体的特徴に関する記載があり、かつ、
裁判所が出廷した者の氏名及び身体的特
徴に相応すると認めるときは、反証のない限
り、当該証明書は当該者に関する証明書とみ
なす。
- (4) この法律において、提供され若しくは作成
された証明書、要請書又は通知書であるとさ
れる文書であつて、当該文書に指定される当
局又は当該指定される者による署名があるも
のは、裁判所の審理において、当該文書提出
時に証拠として受理され、かつ、反証のない
限り、当該当局若しくは当該者が提供し若し
くは作成した証明書、要請書又は通知書とみ
なす。
- (5) この法律の規定に基づき、証明書、要請書

(10) 第9条第2項は、オーストラリア法違反容疑者が訪問軍隊の軍属機関の構成員であるが、派遣国の軍事法に従って処理できない場合は、オーストラリアの裁判所の裁判を免れることを定めた第9条第1項の規定の適用を除外する（すなわち、オーストラリアの裁判所の裁判の対象である）ことを定める。

(11) 1981年法律第178号国防関係法改正法（Defence Acts Amendment Act 1981）第15条により削除。

(12) 同上。

(13) 1981年法律第178号国防関係法改正法（Defence Acts Amendment Act 1981）第16条により削除。

又は通知書の提供若しくは作成を要請し又は許可した国の指定する当局として、証明書、要請書又は通知書に記載された者が当該文書に署名をしているときは、当該者は裁判所の審理において反証のない限り、当該規定による当該国の指定する当局であるとみなす。

第28条 権限及び事務の委任

- (1) 司法長官は、事項に応じ又は州、準州その他のオーストラリアの一部地域に関して、この法律に基づき、書面により、司法長官の権限及び事務の全部又は一部を司法長官府の上級幹部職員⁽¹⁴⁾又は上級幹部職員代理に委任することができる。
- (2) [削除]⁽¹⁵⁾
- (3) 第4項の規定に違反しない限り、国防軍参謀長又は軍の長官は、事項若しくはその程度に応じ又は州、準州その他のオーストラリアの一部地域、外国若しくは外国の一部に関して、この法律に基づき、この[項に定める]委任権限を除いて、その権限若しくは事務の全部又は一部を、自ら署名をした書面により、オーストラリア海軍大佐⁽¹⁶⁾、オーストラリア陸軍大佐⁽¹⁷⁾又はオーストラリア空軍大佐⁽¹⁸⁾の階級を下回らない階級を有する士官に委任することができる。
- (4) 国防軍参謀長又は軍の長官は、第8条第7項における一般命令を作成するその権限を、オーストラリア海軍少将⁽¹⁹⁾、オーストラリア陸軍少将⁽²⁰⁾又はオーストラリア空軍少将⁽²¹⁾の

階級を下回らない階級を有する士官以外に委任してはならない。

- (5) この条に基づいて委任される権限又は事務は、委任文書に則って、それぞれ受任者が行い又は遂行する。
- (6) この条に基づく委任は、任意に取り消すことができ、かつ、場合に応じて、司法長官若しくは国防軍参謀長による権限の行使又は事務の遂行を妨げるものではない。
- (7) この条に基づく委任は、司法長官、国防軍参謀長若しくは軍の長官の在任又は欠員にかかわらずに効力を継続する。
- (8) 次の各号に掲げる委任状、命令書又は権限書の写しでその委任状、命令書又は権限書が現に有効であり又は特定の日に有効であった旨の確認文書を添付したものは、これを裁判所に提出したときは、又はこの法律により生じた目的を達するため文書にある署名が真正なものであることの証明若しくはその委任状、命令書、権限書若しくは確認書を交付し若しくは作成する権限の立証がなくとも、反証のない限り、当該文書に記載された内容のとおり適正に交付され又は作成された旨の十分な証拠となるものとし、かつ、現に有効であり又は特定の日に有効であったものとする。
- (a) 司法長官が署名をした委任状又は司法長官若しくは司法長官の代理が署名をした権限書
- (b) 国防軍参謀長若しくは軍の長官による委

(14) 上級幹部職員の原語はSESである。この法律自体にはSESの説明はないが、1999年公務員法第34条によれば、SESは、Senior Executive Service（上級幹部職員）を指し、高度な水準の①専門性、②政策助言、③管理的業務を行う幹部公務員とされる。

(15) 1975年法律第96号国防軍再編法（Defence Force Re-Organization Act 1975）附則第5により削除。

(16) オーストラリア海軍大佐の原語は、Captain in the Australian Navyである。

(17) オーストラリア陸軍大佐の原語は、Colonel in the Australian Armyである。

(18) オーストラリア空軍上級大佐の原語は、Group Captain in the Australian Air Forceである。

(19) オーストラリア海軍少将の原語は、Rear-Admiral in the Australian Navyである。

(20) オーストラリア陸軍少将の原語は、Major-General in the Australian Armyである。

(21) オーストラリア空軍中将の原語は、Air Vice-Marshal in the Australian Air Forceである。

任状又は国防軍参謀長若しくは軍の長官若しくは国防軍参謀長の代理若しくは軍の長官の代理が作成し若しくは交付した命令書若しくは権限書であって、それぞれ国防軍参謀長若しくは軍の長官若しくはこれらの代理の署名若しくは署名の複製があるもの

第 29 条 命令

この法律の規定に従って制定された命令は、1903-1939 年規則公表法にいう意味における委任命令²²⁾でないものとみなす。

第 30 条 規則

総督は、この法律の規定により定めることを要する事項若しくは定めることができる事項又はこの法律の実施若しくは施行に必要若しくは有益である事項全てを定める規則を、この法律に抵触しない限りにおいて、制定することができる。

附則 人に対する罪

第 9 条関係

1 第 9 条において、「人に対する罪」とは、オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法により処罰対象となる罪をいい、かつ、死亡、生命の危険、身体の傷害若しくは傷害の危険を生じさせ若しくは生じさせるおそれのある作為

又は不作為であることを要素とする。

2 前項の規定の一般性を制限することなく、「人に対する罪」とは、謀殺、故殺、卑属殺人その他の違法な殺人、違法な傷害、暴行、暴行による強盗、強姦その他の女性及び少女に対する犯罪、変態行為又は猥褻行為、違法な堕胎、近親相姦、略取、誘拐並びに不法監禁で、当該犯罪が行われたオーストラリアの当該地域において現に効力を有する法令で定めるものをいう。

財産に対する罪

3 第 9 条において、「財産に対する罪」とは、当該用語の一般性を害することなく、不法目的侵入、住居侵入、盗犯、窃盗、横領、財産の不法な占有奪取又は占有、恐喝による財産取得、詐欺又は不実表示及びあらゆる形態の故意の財産損害で、当該犯罪が行われたオーストラリアの当該地域において現に効力を有する法令で定めるものをいう。

総則

4 この附則前各項において特定の罪とあるのは、当該罪と実質的に類するあらゆる罪（オーストラリア〔連邦〕法又は州法若しくは準州法における罪名又は規定の方法を問わない。）と解釈しなければならない。

(ひとし ゆういちろう)

²²⁾ 1903 年法律第 18 号規則公表法 (Rules Publication Act 1903) 第 2 条の定義によれば、委任命令 (Statutory rules) とは、連邦内の裁判所に関し若しくはその手続、慣行等に関し又は連邦の全部若しくは一部に適用される事柄に関し、総督、大臣、州際委員会又は連邦政府各省によって制定される規則類をいう。